

ID: 222

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	指定の更新		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町指定給水装置工事事業者規程 第6条の2第1項		
<b>例規番号</b>	平成10年訓令第4号		
<b>【基準】</b>	<p>第6条の2の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 第4条から前条までの規定は、第1項の指定の更新について準用する。</p> <p>5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、管理者は、指定給水装置工事事業者から指定工事事業者証を返納させた上で、新たな指定工事事業者証を交付するものとする。</p>		
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日